

職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分について

(令和8年6月教育委員会定例会) (議案第16号関係)

No.	1
処分年月日	令和8年6月15日
処分の種類	一般の退職手当等の全部を不支給とすること
処分の理由	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>下記元職員は、令和7年6月10日から同年7月11日までの間に、被害者宅に複数回侵入した上、同所において現金、クレジットカード及びキャッシュカードを窃取した。</p> <p>また、窃取したクレジットカードを用いて買い物をした。</p> <p>これらの行為について、住居侵入、窃盗、窃盗未遂及び電子計算機使用詐欺の罪に問われ、拘禁刑2年6月、執行猶予4年の判決が、令和8年5月8日付けで確定した。</p> <p>このことにより、下記元職員は、地方公務員法第28条第4項の規定により同日失職した。</p> <p>これに伴い、職員の退職手当に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったものである。</p>
事件発生日 年 月 日	令和7年6月10日から同年7月11日までの間
被処分者の 年 齢	48歳
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 元 所 属	中部教育事務所
被処分者の 元 職 名	主事
被処分者の 氏 名	立花 舞
備 考	—

【服 務 管 理 担 当 ( 内 6215)】